

諫早市認定地域クラブ制度 概要

学校部活動の教育的意義を継承・発展させ、地域全体で生徒の豊かで幅広い活動機会を保障する取り組み

【基本理念・目的】

生徒の自主的・主体的な参加によるスポーツ・文化芸術活動を推進します。競技性や成果のみに偏重することなく、生涯にわたって親しむ資質・能力を育成するとともに、障害の有無や運動の得意・不得意にかかわらず、すべての生徒が希望に応じた活動に参加できる環境を整備します。

■ 認定要件（7つの柱）

1. 教育的意義の継承と多様な機会保障

対象・規模

- 主対象：諫早市および近隣市町の中学生等（多世代交流も可）。
- 選抜等を行わず、参加希望者を広く受け入れる。
- 競技力強化目的での広域集客や選抜による選別の禁止。
- アンケートや意見交換等、生徒ニーズを反映する仕組みを設置。

2. 適切な活動時間・休養日の設定

基準遵守

- 休養日**：週2日以上（原則、毎月第3日曜日「家庭の日」は休止）。
- 活動時間**：平日 1日2時間程度以内／休日 1日3時間程度以内。
- 柔軟な運用**：週11時間以内・週2日以上休養等の条件を満たせば、休日に2日連続活動等も可能。

3. 低廉な参加費等の設定

受益者負担

- 国のガイドラインを踏まえ、地域の実情や種目特性に応じた適切な額。
- 持続的・安定的な運営に必要な範囲内で、可能な限り低廉に設定。

4. 適切な指導実施体制の確保

指導人材

- 暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の禁止を誓約。
- 県・市・競技団体等の研修を受講し、市教委に登録された指導者。

5. 適切な安全確保体制の整備

安全管理

- WBGT（暑さ指数）、気象、生徒の体調に配慮した休息・水分補給。
- 施設・設備・用具の点検と事故防止の徹底、緊急連絡体制の確立。
- スポーツ安全保険等の傷害保険・個人賠償責任保険への加入必須。

6. ガバナンス・適切な運営体制

組織運営

- 目的、役員選任、意思決定、会計等を明記した規約等の整備・公表。
- 役員兼任制限**：代表・副代表・会計・監事は相互に兼任不可。
- 非営利目的での運営および公正・透明な会計処理と情報開示。

7. 学校等との適切な連携

学校連携

- 活動方針、指導方針、スケジュールを在籍中学校と共有。
- 保護者同意のもと、生徒の活動状況・実績等の情報共有と適切管理。
- 学校施設利用や教員の兼職兼業時は、市教委・学校と事前調整。

行政・教育委員会からの支援施策

- 情報提供**：生徒・保護者への周知・広報の実施。
- 公的支援**：学校施設等の優先利用権の設定。
- 人材活用**：希望する教職員の兼職兼業の推進・促進。

■ 認定手続き・運用ルール

項目	内容・要件
有効期間	認定の効力発生日を含む年度から 3年間 （更新等は定期報告・状況把握により確認）。
提出書類（申請時）	① 誓約書兼（認定・更新）申請書（様式1） ② 認定要件確認書（様式2） ③ 指導者登録申請書（様式9）および誓約書 ④ 団体規約・会則 ⑤ 加入者名簿
変更・休止・取消	内容変更時は様式5（軽微な変更を除く）、活動休止は様式6、取消申出は様式7を速やかに提出。不正等時は認定取消（様式8）。

【申請・審査フロー】

1. 申請書類の提出
申請書・要件確認書・規約等

2. 審査・ヒアリング
市教委による審査・現地確認

3. 認定通知
認定通知書（様式3）の交付

4. 活動開始・指導助言
定期報告・巡回等による伴走

※本資料は「諫早市認定地域クラブの認定に関する要綱」および「認定要件の具体的な確認事項」に基づき作成した概要資料です。（施行:令和8年10月1日）